



平成 29 年 5 月 10 日

各位

会 社 名	株 式 会 社 み ち の く 銀 行
代 表 者 名	取 締 役 頭 取 高 田 邦 洋
コ ー ド 番 号	8 3 5 0 東 証 第 一 部
問 合 せ 先	執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 須 藤 慎 治

(TEL 017-774-1116)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社みちのく銀行（頭取 高田邦洋）は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 45 期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、普通株主に係る種類株主総会、ならびに A 種優先株主に係る種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

記

1.株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日とされています。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行の普通株式の売買単位（単元株式数）を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上、50 万円未満）を維持することを目的として、普通株式について 10 株を 1 株に併合し、また、あわせて、A 種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、10 株を 1 株に併合する株式併合（以下あわせて「本株式併合」といいます。）を行います。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式および A 種優先株式

② 併合の方法・比率

普通株式および A 種優先株式のいずれについても、平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	普通株式	181,353,953 株
	A 種優先株式	40,000,000 株
株式併合により減少する株式数	普通株式	163,218,558 株
	A 種優先株式	36,000,000 株
株式併合後の発行済株式総数	普通株式	18,135,395 株
	A 種優先株式	4,000,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、平成 29 年 3 月 31 日現在の株式併合前の発行済株式総数及び本株式併合の比率に基づき算出した理論値です。

④株式併合の影響

本株式併合により、普通株式および A 種優先株式の発行済株式総数はいずれも 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、各株式の 1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、普通株式および A 種優先株式のいずれについても、株式の資産価額に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当行の株主名簿に基づく株主構成は、次の通りです。

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	普通株式 25,444 名 (100.00%)	普通株式 181,353,953 株 (100.00%)
	A 種優先株式 1 名 (100.00%)	A 種優先株式 40,000,000 株 (100.00%)
10 株未満所 有株主	普通株式 470 名 (1.85%)	普通株式 2,087 株 (0.00%)
	A 種優先株式 0 名 (0.00%)	A 種優先株式 0 株 (0.00%)
10 株以上所 有株主	普通株式 24,974 名 (98.151%)	普通株式 181,351,866 株 (100.00%)
	A 種優先株式 1 名 (100.00%)	A 種優先株式 40,000,000 株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、10 株未満の株式をご所有の普通株主様 470 名 (所有株式数の合計 2,087 株) は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

60,000,000 株

本株式併合の比率に合わせて、当行の発行可能株式総数を、現行の 6 億株から 6 千万株に減少いたします。

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に、定款第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) の規定する発行可能株式総数が、現行の 6 億株から 6 千万株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 45 期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびに A 種優先株主に係る種類株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3.定款の一部変更」に関する議案が承認されることを条件といたします。

(7) 新株予約権付社債に係る転換価額の調整

当行が平成 25 年 12 月 19 日に発行した 120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に係る社債要項上、当行が株式の併合を行う場合、当行は、社債管理者と協議のうえ、必要な転換価額の調整を行うこととなりますが、当該調整後の転換価額は、現時点では確定しておりません。当該調整後の転換価額が確定次第、お知らせいたします。

(8) A 種優先株式に係る取得価額および下限取得価額の調整

当行の A 種優先株式に係る発行要項上、当行が株式の併合を行う場合、A 種優先株式に係る取得価額および下限取得価額は、当該発行要項の定めに従って調整されることとなりますが、当該調整後の取得価額および下限取得価額は、現時点では確定しておりません。当該調整後の取得価額および下限取得価額が確定次第、お知らせいたします。

2.単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記 1. (1) に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するとともに、A 種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当行の普通株式および A 種優先株式の単元株式数を、いずれも 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件および変更予定日

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 45 期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびに A 種優先株主に係る種類株主総会において、上記「1.株式併合」に関する議案および下記「3.定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認されることを条件とし、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が発生するものといたします。なお、単元株式数の変更の効力発生に伴い、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

3.定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1.株式併合」に記載した本株式併合による普通株式および A 種優先株式の発行済株式総数の減少を勘案して当行定款第 6 条に規定される普通株式および A 種優先株式の発行可能種類株式総数を変更するとともに、「2.単元株式数の変更」に記載のとおり、現行定款第 8 条に規定される当行の全ての種類の株式の単元株式数を 100 株に変更するものです。なお、本変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、効力発生の時をもって削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式 第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>6 億株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>6 億株</u> 、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>3 億株</u> とする。 第 8 条 (単元株式数) 当銀行の全ての種類の単元株式数は、それぞれ <u>1,000 株</u> とする。 中略 <u>(新設)</u>	第 2 章 株式 第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>6,000 万株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>6,000 万株</u> 、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>3,000 万株</u> とする。 第 8 条 (単元株式数) 当銀行の全ての種類の単元株式数は、それぞれ <u>100 株</u> とする。 中略 <u>附則</u> <u>第 1 条</u> <u>第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) および第 8 条 (単元株式数) の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとし、かかる効力発生の時をもって本附則を削除する。</u>

上記定款第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) の変更のうち、当行の発行可能株式総数の 6 億株から 6,000 万株への変更につきましては、会社法第 182 条第 2 項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に変更されたものとみなされます。

(3) 定款一部変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 45 期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびに A 種優先株主に係る種類株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および上記 (2) の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|--|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 10 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 28 日 (予定) |
| (3) 普通株主に係る種類株主総会、ならびに A 種優先株主に係る種類株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 28 日 (予定) |
| (4) 本株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (5) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (6) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |

以上

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。今回、当行では、普通株式およびA種優先株式のいずれについても10株を1株に併合することを予定しております。
また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当行では、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2. 単元株式数の変更及び株式併合を実施する目的は何ですか。

A 2. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。このため、当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、対応することとしたものです。
一方で、証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めています。当行が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合（10株を1株に併合）を実施し、当行普通株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。また、あわせて、A種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を1株に併合する株式併合を行うことといたしました。

Q 3. 今回、定時株主総会に加えて種類株主総会にも付議するのはなぜですか？

A 3. 種類株主総会とは、会社が種類株式を発行しているときに、ある種類の株主のみにより開催する総会のことをいいますが、会社法上、会社の行為がある種類の株主に損害を及ぼす恐れがあるときなど一定の場合には、種類株主総会の決議が必要とされています。

当行では、現在、普通株式とA種優先株式の2種類の種類株式を発行しておりますところ、今回、それぞれの種類株式について株式併合と発行可能種類株式総数の変更を行いますことから、会社法第322条第1項第1号および第2号の定めに従い、それぞれの種類株主総会の決議が必要となります。

なお、定時株主総会において議決権を行使することができる株主様と普通株主に係る種類株主総会において議決権を行使できる株主さまは同一となることから、今回、定時株主総会と普通株主に係る種類株主総会を同時に開催させていただくことといたしました。

Q 4. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 4. 次のとおり予定しております。

平成29年6月28日	定時株主総会および普通株主に係る種類株主総会日
平成29年9月26日	現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	変更後の単元株式数100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	株式併合、発行可能株式総数および単元株式数変更の効力発生日

Q 5. 株式併合は保有株式の資産価値に影響しないのですか。

A 5. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変動はありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上、株主さまご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。

また、株式併合後の1株あたりの株価についても、理論上は併合前の10倍になります。

Q 6. 受け取る配当金額はどうなりますか。

A 6. 株主さまが所有する当行株式数は株式併合により10分の1になりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株あたり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主さまの受取配当金額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 7. 各株主さまの株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主さまが開設されている口座に記録されている当行株式の数は、平成29年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主さまに対して、端数に応じて交付いたします。

株式併合によって、各株主さまの所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1000株から100株への変更）を行いますので、各株主さまの議決権数は変わりません。

また、議決権数は株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数相当株式数
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,213株	1個	121株	1個	0.3株
例3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例4	7株	なし	なし	なし	0.7株

- ・ 例2、例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は21株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買増し又は買取り制度がご利用できます。
- ・ 例2、例3、例4において発生する端数株式相当分（例2は0.3株、例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、一括して処分し、その売却代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・ 例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主さまが開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当行株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引のある証券会社にお問い合わせください。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はありません。なお、Q 4の「株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合」につきましては、該当する株主さまに別途ご案内いたします。

Q 9. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 9. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることができます。

なお、単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引のある証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主さまは、後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q10. 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。

A10. 株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない株主さまは後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q11. 株式併合や単元株式数の変更に伴い、株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A11. 特に必要なお手続きはございません。

Q12. 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

A12. これまでは、毎年3月31日現在で1,000株（1単元）以上ご所有の株主の皆様に対して、株主贈答品を贈呈させていただいております。

株式併合後は、毎年3月31日現在で100株（1単元）以上ご所有の株主の皆様に対し、株主贈答品を贈呈させていただくこととなります。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉2丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以上